

査 答 申 情 第 1 9 号

平成 2 2 年 1 0 月 2 0 日

生駒市長 山 下 真 殿

生駒市情報公開及び個人情報保護審査会

会長 石 田 榮 仁 郎

公文書却下決定処分に対する不服申立てについて（答申）

平成 2 0 年 1 2 月 1 5 日付け生み第 1 6 6 号で諮問のあった下記の事案について、別紙のとおり答申します。

記

「緑化大賞助成金横領に関し、大阪地検特捜部に報告した関係書類」の却下決定処分に対する異議申立て事案

（諮問情第 1 9 号）

答 申

第1 審査会の結論

生駒市長（以下「実施機関」という。）が平成20年10月3日付け生み第108号で行った公文書開示請求却下決定のうち、別紙目録の4文書について開示請求を却下した部分は取り消すべきであり、その余の部分については妥当である。

第2 異議申立人の主張

1 異議申立ての趣旨

平成20年9月30日付けで異議申立人が行った緑化大賞助成金横領案件に関して大阪地方検察庁特捜部に報告された関係書類の開示請求（以下「本件開示請求」という。）に対し、実施機関が同年10月3日付け生み第108号で行った公文書開示請求却下決定の取消しを求める。

2 異議申立ての理由

生駒市総合スポーツ公園用地購入問題等調査委員会が実施機関に提出した「調査報告書 緑化大賞助成金横領案件について」（以下「調査委員会報告書」という。）において「市は大阪地検特捜部に本事案の内容を報告し、関係書類を提出した」との記述があることから、提出された関係書類に加え、緑化大賞助成金横領案件の内容を記述した報告文書が作成されるとともに、当該報告をするための起案文書等の内部文書も作成されたはずであり、さらには、提出した関係書類の写しも作成されているはずであり、本件開示請求の対象文書は、存在する。

第3 実施機関の主張

1 本件開示請求の対象文書の特定について

緑化大賞助成金横領案件の大阪地方検察庁への報告は、平成19年5月2日に実施機関から指示を受けた職員（以下「報告職員」という。）が単独で行っており、提出された関係書類の一覧表や写しなど何も残されていなかった。

たことから、どのような文書が同地方検察庁に提出されたのか分からず、本件開示請求の対象文書を具体的に特定することができなかつたため、緑化大賞助成金横領案件に関するすべての文書が報告職員により大阪地方検察庁に提出されたものと考えた。

従って、本件開示請求の対象文書は、大阪地方検察庁に提出した文書であると特定した。

## 2 本件開示請求を却下した理由

平成19年4月には生駒市総合スポーツ公園用地購入問題の捜査のために大阪地方検察庁によって本市が保有する文書の押収が行われており、当該押収された文書と本件開示請求の対象文書とを混同してしまったこともあり、本件開示請求の時点では対象文書が実施機関に返還されておらず、対象文書を開示することができないと判断し、本件開示請求を却下する決定を行った。

## 第4 審査会の判断

### 1 本件開示請求の対象文書について

異議申立人の主張を総合すると、本件開示請求の対象文書は、次に掲げる文書に区分されると解される。

- (1) 緑化大賞助成金横領案件の関係書類として大阪地方検察庁に提出された文書
- (2) 緑化大賞助成金横領案件の内容を報告するために作成され、大阪地方検察庁に提出された文書
- (3) 緑化大賞助成金横領案件の内容を大阪地方検察庁に報告するに当たって内部的に作成された文書

### 2 本件開示請求の対象文書の存否について

- (1) 緑化大賞助成金横領案件の関係書類として大阪地方検察庁に提出された文書

ア 実施機関が、本件却下決定後の平成20年11月に大阪地方検察庁に対して実施機関が提出した文書の確認を求めたところ、平成21年1月下旬になって、平成19年5月2日付けの預り証の写しが送られてきた。

この預り証は、大阪地方検察庁に緑化大賞助成金横領案件の報告がなされた際に同地方検察庁が報告職員から預かった文書の受領証として実施機関に交付され、当該文書を実施機関に返還する際に実施機関から同地方検察庁に返還されたものであり、そこには別紙目録の4文書（以下「4文書」という。）が記載されていた。

さらに、4文書について、審査会から実施機関に確認したところ、平成20年4月上旬に返還されていたことが判明した。

よって、4文書は、本件開示請求の時点において、現に存在していたと認められる。

イ 大阪地方検察庁に預けた文書（4文書を除く。）のうち未返還となっている文書の存否については、次に掲げる理由により不存在と考えることが相当である。

（ア） 実施機関が平成22年4月13日付けで大阪地方検察庁に対して4文書以外に本市から預かっている緑化大賞助成金横領案件に関する文書がないかどうかの照会（以下「平成22年4月13日付け照会」という。）を行ったところ、同地方検察庁からは、平成22年6月17日付け日記（記）第965号で、4文書のほかに、平成19年5月2日に実施機関から同地方検察庁検察官に対して書類等の提出があったことを示す書面等は、同地方検察庁の記録には見当たらないとする回答がなされたこと。

（イ） 審査会が事務職員に指示をし、実施機関の保有する文書のデータベースである生駒市文書管理システム（以下「文書管理システム」という。）により、文書検索を行わせた結果では、4文書以外に緑化大賞助成金横領案件に関する文書の存在を確認することができなかったこと。

(2) 緑化大賞助成金横領案件の内容を報告するために作成され、大阪地方検察庁に提出された文書

平成22年4月13日付け照会に対し、4文書のほかに、平成19年5月2日に実施機関から大阪地方検察庁検察官に対して書類等の提出があったことを示す書面等は同地方検察庁の記録には見当たらないとの回答がな

されていることから、報告職員は文書の形式では同地方検察庁に報告を行っていないと判断することが妥当である。

また、前述した文書管理システムによる検索結果からも、当該文書の存在が窺える事実や証拠もなく、当該文書の存否については、不存在と考えることが相当である。

(3) 緑化大賞助成金横領案件の内容を大阪地方検察庁に報告するに当たって内部的に作成された文書

異議申立人は、行政機関が何らかの意思決定を行う場合には、通常、起案文書が作成されることから、実施機関においても同様に緑化大賞助成金横領案件の内容を大阪地方検察庁に報告するに当たって何らかの内部文書が作成されたはずであると主張するが、次に掲げる理由により、そのような内部文書は作成されず、当該文書の存否については、不存在と考えることが相当である。

ア 前述した文書管理システムによる緑化大賞助成金横領案件に関する文書の検索結果から、4文書以外には該当する文書の存在を確認することができなかったこと。

イ 審査会は、みどり推進課（当時）に保管されている文書の確認を実施機関に行わせたが、4文書以外の緑化大賞助成金横領案件に関する文書は見つからなかったという報告が実施機関からなされたこと。

ウ 平成19年5月2日に緑化大賞助成金横領案件が市長に報告された後、市長からの直接的な指示により同日中に大阪地方検察庁に報告されていることから、報告職員は起案文書や写し等を作成する暇もなく、関係書類だけを持って、口頭で報告を行ったと考えられること。

3 まとめ

以上のとおり、本件開示請求の対象文書については、4文書は存在し、それ以外の文書は存在しないと考えられるため、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第5 審査会からの要望

本件開示請求に対する実施機関の決定について、本件開示請求が行われた時

点において、開示対象となる文書が貸出先である大阪地方検察庁から実施機関に返還されていたにもかかわらず、実施機関が当該文書の所在の確認を怠り、開示するかどうかの決定が慎重に行われなかったことは、誠に遺憾であり、今後は、このようなことがないように要望するものである。

## 別紙目録

- (1) 第11回緑のデザイン賞応募用紙他と記載のファイル
- (2) 緑化助成工事設計図書等表記の綴り
- (3) 平成12年度決算書と表記の綴り
- (4) 12予算書と背記のファイル

## 審 査 会 の 審 査 経 過

年 月 日	審 査 経 過
平成 2 0 年 1 2 月 1 5 日	○ 実施機関から諮問を受けた。
平成 2 1 年 2 月 1 6 日	○ 実施機関から理由説明書の提出。
平成 2 1 年 1 2 月 2 1 日 本件第 1 回 審査会 ( 通算第 5 0 回 審査会 )	○ 事務局より概要の説明を行った。 ○ 審議を行った。
平成 2 2 年 1 月 2 7 日 本件第 2 回 審査会 ( 通算第 5 1 回 審査会 )	○ 実施機関の理由説明及び質疑 ○ 審議を行った。
平成 2 2 年 2 月 2 3 日 本件第 3 回 審査会 ( 通算第 5 2 回 審査会 )	○ 審議を行った。
平成 2 2 年 3 月 2 6 日 本件第 4 回 審査会 ( 通算第 5 3 回 審査会 )	○ 実施機関の理由説明及び質疑 ○ 審議を行った。
平成 2 2 年 4 月 6 日 本件第 5 回 審査会 ( 通算第 5 4 回 審査会 )	○ 審議を行った。
平成 2 2 年 5 月 1 9 日 本件第 6 回 審査会 ( 通算第 5 5 回 審査会 )	○ 審議を行った。
平成 2 2 年 6 月 9 日 本件第 7 回 審査会 ( 通算第 5 6 回 審査会 )	○ 答申案の審議を行った。
平成 2 2 年 7 月 2 8 日 本件第 8 回 審査会 ( 通算第 5 7 回 審査会 )	○ 答申案の審議を行った。
平成 2 2 年 8 月 1 0 日 本件第 9 回 審査会 ( 通算第 5 8 回 審査会 )	○ 答申案の審議を行った。 ○ 答申案の決定を行った。



生駒市情報公開及び個人情報保護審査会委員名簿

(五十音順・敬称略)

氏 名	所属、団体名	備 考
いしだ ひでじろう 石 田 榮 仁 郎	近畿大学教授	会長
おがた けんし 緒 方 賢 史	弁護士	
かなたに しげき 金 谷 重 樹	摂南大学教授	会長職務代理者
たなか ひろよし 田 中 啓 義	弁護士	
みむら えいこ 三 村 英 子	弁護士	